平成 28 年熊本地震を受けた防災・減災対策について

平成 28 年熊本地震では、平成 28 年４月 14 日午後９時 26 分の最大震度７の地震後も度重なる地震に見舞われており、生活基盤である住家被害が 112,000 棟を超え、広範囲かつ大規模なものとなっています。

また、度重なる震災を教訓として、なお一層の防災・減災対策の推進が必要とされるにもかかわらず、全国防災対策事業が廃止され、緊急防災・減災事業債が今年度限りの措置であるなど、防災・減災対策にかかる財政支援が減少しつつあります。

被災地の着実な復興を支援するとともに、全国の防災・減災対策が着実に推進できるよう、積極的な取り組みを実施するよう要請します。

１　平成 28 年熊本地震被災地の着実な復興について

平成 28 年熊本地震は、熊本県及び大分県を中心に多大な被害をもたらし、被災地では、今まで経験したことがない困難な状況が継続しています。この状況に政府を挙げて取り組まれ、被災地が復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻せるよう、熊本県の「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別の措置を求める要望」に最大限沿った取り組みがなされるようお願いします。

２　防災・減災対策の推進に係る十分な支援について

南海トラフ地震や首都直下地震など大規模災害の発生が想定されるなか、実効性が高く、地域の実情に応じた防災・減災対策を積極的に実施していく必要があります。このことから、次の措置を講じるようお願いします。

・緊急防災・減災事業債の制度恒久化及び地方負担分に充当するための制度変更
・国土強靱化地域計画に位置付けた取組に対する、新たな支援制度の創設
・庁舎、避難所施設、学校、民間施設、住宅等の耐震化に対する財源支援措置
・広域的な物資支援のため、物流事業者を含めた体制構築において、国が主導的な役割を担うと共に、訓練やシステム構築に対する財源措置
・災害救助法に関する、国の負担率引き上げ、弾力的運用及び避難所設置時に災害救助法が適用されない場合の財政措置

３　被災者生活再建支援制度基盤の安定について

発生が想定される大規模災害において、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と復興に資するためには、被災者生活再建支援法に基づく支援が必要です。今回の地震においては、被害棟数も多く、都道府県が拠出する被災者生活再建支援基金からも多額の支出が見込まれることから、今後の大規模災害に対応できるよう財務基盤を一層強化する必要があります。このことから、同基金の財務基盤強化のため、国庫補助率の引き上げや、都道府県拠出金に対する特別交付税措置等、東日本大震災時と同様の支援をお願いします。

平成 28 年６月３日

全国知事会
会　長　　山　田　啓　二

全国知事会危機管理・防災特別委員会
委員長　　泉　田　裕　彦